

青森市中世の里浪岡イメージデザイン使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、青森市中世の里浪岡イメージデザイン（以下「デザイン」という。）の使用に係る取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領においてデザインとは、青森市教育委員会（以下「委員会」という。）が浪岡城跡を中心とした浪岡地区の文化財等を広くPRするために作成したデザイン一覧（別図）のことをいう。

(使用の届出)

第3条 デザインを新たに使用する者若しくは継続して使用する者又はデザインを変更し使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ青森市中世の里浪岡イメージデザイン使用届出書（別紙様式）（以下「使用届出書」という。）を教育長に提出しなければならない。

(使用料)

第4条 デザインの使用料は、無料とする。

(使用の有効期間)

第5条 デザイン使用の有効期間は、使用届出書の提出日から起算して1年間とする。

2 使用者が、前項に規定するデザイン使用の有効期間満了後において、引き続きデザインを使用しようとするときは、当該期間の満了の日の10日前までに使用届出書を教育長に提出しなければならない。

(使用上の遵守事項)

第6条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 法令又は公序良俗に反する使用を行わないこと。
- (2) 特定の個人、政党若しくは宗教を支援し、若しくは公認しているような誤解を与える使用を行わないこと。
- (3) デザインのイメージを損なう使用を行わないこと。
- (4) 不当な利益を得ることを目的とした使用を行わないこと。
- (5) 使用届出書に記載した使用目的及び使用内容以外でのデザインの使用を行わないこと。
- (6) デザインの使用に関する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (7) 商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録その他著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。

- (8) デザインを使用する商品等が、委員会で製造又は販売した物品であると誤認されないようにすること。
- (9) 青森市暴力団排除条例（平成23年青森市条例第23号）第2条第1号に定める暴力団及び同条第2号に定める暴力団員等を利する使用を行わないこと。
- (10) 営利を目的としてデザインを使用する商品等は、その完成後、速やかに当該商品等（商品等の提出が困難な場合にあつては、デザインの使用方法等が分かる写真）を速やかに教育長に提出すること。

（責任の制限）

第7条 教育長は、使用者がデザインの使用によって第三者に損害又は損失を与えても、損害賠償、損失補償その他一切の責任を負わない。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、デザインの使用に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

（実施期日）

この要領は、令和3年4月1日から実施する。

年 月 日

青森市教育委員会教育長 様

（使用者）住 所

名 称

代表者

（押印不要、個人使用の場合は住所及び氏名を記載すること）

青森市中世の里浪岡イメージデザイン使用届出書

1 使用区分 (○で囲んでください)	①新規使用 ②継続使用 ③デザインの変更使用	
2 使用目的		
3 使用内容 ※商品名や作成物、販売計画 など		
4 使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
5 使用するデザイン ※デザイン一覧の番号を記入		
6 連絡先	担当者名	
	TEL	
	メールアドレス	
7 その他		

※必要に応じて企画書（レイアウト、スケッチ、原稿）や写真を添付してください。

※デザインの使用に当たっては、青森市中世の里浪岡イメージデザイン使用取扱要領
第6条に規定する事項を遵守してください。